

## 大阪市告示第1323号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年9月30日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和6年10月21日（月）	午前9時から 午後9時まで

### 2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和6年10月7日（月）
大阪市中央体育館 第1体育場	令和6年10月8日（火）

### 3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪府中央体育館 第1体育場	令和6年10月3日(木)	午前7時から 午後9時まで
	令和6年10月5日(土)	午前7時30分から 午後9時まで
	令和6年10月6日(日)	午前8時から 午後9時まで
	令和6年10月10日(木)から 同月11日(金)まで	午前7時から 午後9時まで
	令和6年10月12日(土)	午前8時から 午後10時まで
	令和6年10月14日(月)	午前7時から
	令和6年10月17日(木)	午後9時まで
	令和6年10月18日(金)	午前9時から 午後12時まで
	令和6年10月19日(土)	午前9時から 翌日午前6時まで
	令和6年10月20日(日)	午前8時から
	令和6年10月22日(火)	午後9時まで
	令和6年10月23日(水)	午前8時から 翌日午前1時まで
	令和6年10月24日(木)から 同月25日(金)まで	午前8時から 翌日午前0時まで

令和6年10月26日（土）	午前7時から 午後11時まで
令和6年10月27日（日）	午前7時から 翌日午前3時まで
令和6年10月30日（水）から 同月31日（木）まで	午前7時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）